

2020年11月5日号

アジア各国の現地事業の見直し・再編圧力に備える ～フィリピン編

弁護士 坂下 大

はじめに

フィリピンは、歴史的にみると長らく経済的に低迷した時期が続き、外資による投資対象地域としての注目度も必ずしも高いとはいえない時代が続いていたが、2010年代に入り、当時のアキノ政権下でのインフラ整備や治安改善等が奏功し、経済成長が進み外資の進出も増加した。2016に大統領に就任したドゥテルテ大統領も、規制緩和やインフラ投資による外資誘致に積極的な姿勢が窺われ、また汚職対策や治安改善を重要政策課題に掲げる等、投資環境のさらなる改善が期待される。また、業種によっては経済特区庁（PEZA）や投資委員会（BOI）による税務面等での投資優遇措置を受け得ることや、英語が公用語の1つとされており英語によるビジネスが可能であること等も、外資による投資にとって好ましい要素であろう。さらに、フィリピンは1億人を超える人口を有し、平均年齢が約24歳と若く（日本は約48歳）これから数十年単位で人口ボーナス期が続くと予想されていること等から、今後の経済成長に対する期待も高い。日系企業によるフィリピンへの進出や投資に関しては、かつては豊富かつ安価な労働力を背景に製造拠点としての進出、投資が多くみられたが、近年は国内経済の成長等による消費市場としての魅力の高まりを受けて、大規模小売等の進出もみられるようになっていたところである。

他方で、フィリピンでは新型コロナウイルスの感染拡大が依然として深刻な状況にあり、11月3日時点では、日次の感染者が2,000名前後で推移し、累計の感染者が387,161名に上っている。時期や地域によって厳格度に差はあるが、3月より国内各地に「コミュニティ隔離措置」が適用され、例えばマニラ首都圏では一時は厳格な外出制限が講じられていた。現在各地で適用されている「コミュニティ隔離措置」の内容は一時期に比べると緩和されており、一定の制限の下での企業活動も認められているが、国内経済にはすでに大きな悪影響が生じており、今後の景気回復の見通しも不透明な状況にある。かかる目下のフィリピン経済の状況や、新型コロナウイルス禍による世界的な経済への悪影響に鑑みると、フィリピンにおける事業の見直しや、再編への圧力がこれまで以上に高まることも想定し得る。

そこで本稿では、フィリピンにおいて事業見直し、再編圧力が生じた際に留意すべき法律上の問題を、主に撤退の場面を念頭に置いて紹介する。説明の便宜上、日系企業を含む外資が単独で又は合併でフィリピンに進出する際に多く用いられる、フィリピン会社法に基づき設立された非公開のstock corporation（日本の株式会社に類似）の例を想定して検討を行う。また、NO&T Corporate Legal Update 2020年7月 No.2において検討されているポイントは、フィリピンにおける合併事業においても同様に当てはまることから、当該記事も合わせてご参照いただきたい。

事業見直し・再編圧力が生じた際に考え得る方法

事業見直し、再編圧力が生じた場合に、主に撤退という観点から取り得る方法としては、事業を第三者に売却する方法（売却シナリオ）と、自主的に廃業する方法（自主廃業シナリオ）に大別できる。そして、売却シナリオにおいては、株式譲渡と事業譲渡の方法が具体的な手法の代表例として挙げられ、自主廃業シナリオにおいては、会社

法上の解散・清算の手続がその代表例として挙げられる。次項では、これら3つの手法を例に、それらの概要と関連して検討対象となり得るフィリピン法上の論点について説明する。なお、売却シナリオとの関係では会社法上の合併（吸収合併及び新設合併）手続、自主廃業シナリオとの関係では倒産法典上の倒産手続の利用も検討の対象となり得るが、紙幅の制約もあり本稿では取り上げない。また、そもそも、事業見直し、再編圧力が生じた場合には、上記撤退という観点に加えて、事業戦略や収益構造を見直し、あるいは株主又は外部から資金調達を行う等により、自ら又は合併相手と事業を継続するための方法も当然検討されることになると思われるが、これらについても本稿では取り上げない。

各方法において留意すべき事項

1. 株式譲渡

株式譲渡は、他の撤退の方法と比較すると手続上の煩瑣が最も少なく、実務上も第一の選択肢として検討されることが多い。

(1) 外資規制

フィリピンでは、憲法、外国投資法、各種業法、大統領令等を根拠として、種々の業種や事業活動について外資規制が設けられている。これらの規制の概要はネガティブリストとよばれる大統領令において一覧化されており、通常はこれを参照することでまとめて確認することができる。ネガティブリストは数年毎に改正されており、現在有効な第11次ネガティブリストはドゥテルテ政権下の2018年11月より施行されている。一例としては、払込資本金250万米ドル未満の小売業は外資保有全面禁止（払込資本金額以外にも条件あり）、土地の所有は外資比率40%まで、払込資本金20万米ドル未満の国内向け事業（商品、サービスの輸出が60%未満）は原則として外資比率40%まで、等の規制が存在する。

外資株主単独資本の場合、又は合併における外資株主が自らの保有株式のみを譲渡して撤退する場合には、株式譲渡によって外資出資比率が増加することにはならず、当該取引自体が外資規制への抵触をもたらすことは考えにくい。例えば合併相手のフィリピン現地株主と共に外資の買主に対して株式を売却して撤退するという場合には、これによって対象会社における外資出資比率が増加することになるため、対象会社の事業内容と株式譲渡後の外資出資比率等に照らして、外資規制への抵触が生じないかを確認する必要がある。

なお、当然ながら、外資規制に関する事項は、株式譲渡のみならず、事業譲渡を含む他の売却シナリオの方法においても同様に確認が必要となる。

(2) 手続上の留意点

フィリピンの会社の株式を譲渡する際には、法律上、売主、買主間において株式譲渡証書を締結し（いわゆるSPAとは別に作成される比較的簡易な書面。公証が必要。）、内国歳入庁（BIR）においてキャピタルゲイン税及び印紙税を納付し、その後に登録証書とよばれる証明書（CAR）をBIRから取得し、かかるCARを会社に提示して株主名簿の書換えを行う、というステップが必要となる。株式譲渡の効果を会社その他第三者に主張するためには株主名簿の書換えまで行うことが必要であるところ、株主名簿の書換えに必要なCARの取得に1~2か月程度の期間を要することも珍しくないという点には留意が必要である。つまり、株式譲渡証書を締結してから買主が会社等に対して株主であることを主張できるようになるまでに、1~2か月程度のタイムラグが生じ得るということである。実務上は、この点を踏まえて、SPAにおけるクロージング（特に譲渡代金の支払い）の方法について当事者間で交渉が行われたり、当該期間中における株主としての権利の実質的な帰属に関する売主、買主間での取決め（例えば、全て買主に帰属するものとして扱う等）を明示的に設けたりするケースも多い。

また、対象会社の株主総会や取締役会における株式譲渡の承認は、法律上当然には必要とされていないが、付属定款においてそのような手続が必要とされている場合もあるため、(定款と) 付属定款の内容を確認することも重要である。合併の場合には、フィリピンでも、合併契約において株式譲渡に関する制限や手続が規定されることが一般的であるため、そのような契約上の制限、手続を確認することは当然ながら重要であるが、かかる合併契約上の制限や手続が付属定款にも盛り込まれるケースは多くみられ、この点でも前記付属定款等の確認は重要である。

さらに、フィリピン会社法上、株式の引受時において、引受株式に係る引受金額の全額払込までは求められていない(引受金額の一部のみを払い込んだ段階でも、引受株式の全てについて株主たる地位を取得することとの関係で、株式譲渡を検討する際に、譲渡対象株式について全額払込が完了しているか否かも確認する必要がある。会社は、全額払込が完了していない株式について株券を発行することができないところ、上記 CAR の申請時に株券の写しが必要とされていることから、端的に言えば全額払込が完了していない株式をそのまま譲渡することはできない。このような場合には、株式譲渡の実行までに譲渡対象株式について全額払込を完了させて株券を発行しておくのが原則的な対応である(そのための資金を実質的に誰がどのように負担するかについては、諸パターンあり得る)。過去に譲渡がなされている株式については全額払込が完了しているはずであるが、そうでない株式については全額払込みがなされていないケースも特に珍しくなく、そのような場合には、上記のとおり追加の資金負担が生じることを前提に株式譲渡取引の条件やステップを考える必要がある。

(3) 派遣取締役に関する留意点

単独資本の場合や合併において一定割合程度の株式を保有している場合、外資株主が自己の役職員その他の者をフィリピンの会社の取締役として指名、選任しているケースも多い。フィリピン会社法上、各取締役は会社の株式を最低 1 株保有することが必要とされていることから、前記のような場合には、外資株主は、信託等の手法を用いて実質的な株主権は自らに帰属する旨のアレンジを講じつつ、自らが取得した株式から 1 株ずつ当該取締役に保有させていることが多いのではないかとと思われる。株式譲渡の場面では、譲渡人たる株主の指名取締役は株式譲渡と同時に退任するのが一般的であるが、そうでない対応をする場合も含めて、取締役保有株式に関する契約その他のアレンジの内容を確認の上で、株式譲渡の具体的なステップを検討する必要がある。

なお、必ずしも株式譲渡や撤退の場面に限った論点ではないが、フィリピンにおける取締役の人数要件について補足する。2019 年改正前の会社法では、取締役は 5 名以上(15 名以下)である必要があり、かつその過半数はフィリピン居住者である必要があった。この点を理由に、人員配置やコストの面で大きな負担を感じている企業は多かったものと思われる。2019 年改正後の会社法では、かかる取締役の最低人数要件と居住者要件は撤廃されている(人数要件としては 15 名以下であることのみ。但し、少なくとも現時点では、所轄官庁たる SEC は最低 2 名の取締役が必要であるとの見解の下で関連手続を運用している模様である)。それゆえ、フィリピン事業の見直し、再編圧力が生じた場合には、適切なガバナンス体制を維持することを前提に、取締役の人数そのものや、駐在員として派遣している取締役の人数を縮小するという点も、検討に値するであろう。

2. 事業譲渡

下記のとおり、株式譲渡と比べると手続が煩雑になりがちであること等から、株式譲渡に比べると利用頻度は低いと思われるが、フィリピンには会社分割の制度が存在しないことから、事業の一部のみを切り出して売却したい場合には事業譲渡が有力な選択肢となる。また、承継対象に関する合意内容次第では、偶発債務は承継しないという整理も原則としては可能となるため、買主において偶発債務の承継リスクに懸念がある場合等にも、事業譲渡は検討の対象になる。

(1) 手続上の留意点

日本における事業譲渡と同様に、譲渡対象事業を構成する契約、資産、負債等について、個別に移転のための手続を経る必要がある。例えば契約関係の移転であれば、通常は契約相手方の同意が必要である。

同様に、雇用関係の承継についても、移管対象となる従業員の同意が必要である。下記 3. で述べるとおり、フィリピンは他国と比較すると労働者に有利な雇用法制をとっており、人員余剰や事業閉鎖時の整理解雇にも一定の制約があることから、事業譲渡のストラクチャーを検討する場合には、意図する人員の移転計画に沿うように従業員から所要の同意を得られるか否かについても、慎重に検討する必要がある。かかる同意の取得に際して、従業員の側から、現状よりも有利な条件での事業譲受先における雇用を求められることもあり得る。

会社法上の手続としては、会社の全部又は実質的に全部の資産の譲渡に該当する場合には、株主総会の特別決議が必要とされており、反対する株主は、会社に対し自己が保有する株式を公正な価格で買い取るよう請求することができる。別途合併契約や付属定款等において必要な手続が定められていることがあり得る点は、株式譲渡の場合と同様である。また、撤退のために事業の全部の譲渡を行う場合には、譲渡後の譲渡人エンティティについて下記解散・清算の手続が必要となる。

(2) バルクセール法上の手続

全部又は実質的に全部の事業、資産等の譲渡を行う場合等には、バルクセール法という法律に基づく債権者保護のための手続を経る必要があるため、特に撤退の目的で事業譲渡を行う場合には留意が必要である。バルクセール法上、前記のような場合には、債権者が同法の適用を放棄する旨を書面で表明している場合を除き、譲渡人において、(i)当該譲渡の代金決済に先立ちその債権者及び債権額のリストを作成し譲受人に交付し、またこれを商務局に登録し、(ii)譲渡実行の 10 日前までに、債権者に対して取引条件等を通知し、(iii)受領した譲渡対価を、債権額で按分して債権者に対する弁済に充てるべきこと等が定められている。かかる規制に違反した場合には、譲渡取引が無効となるとともに、刑事罰の対象となる。

3 解散・清算

下記のとおり、フィリピンにおける解散・清算の手続は相当程度に煩雑であり、また時間を要する。もっとも、撤退時における売却シナリオが奏功しない場合には、解散・清算の手続によらざるを得ない（あるいはむしろ解散・清算の方がコスト面、手続面の負担が小さい）場合も生じ得る。

(1) 手続上の留意点

日本と同じく、まず解散の手続を行ってから、清算（残余財産の換価、分配等）へと進むことになる。この解散には、会社が自らの決定により開始する任意解散と、SEC 等により強制的に行われる解散があるところ、撤退の場面で通常用いられるのは任意解散の方である。また、この任意解散には、債権者に影響のない解散と、債権者に影響のある解散の 2 類型が存在する。（さらに、定款における会社の存続期間の短縮という手法もあり得るが、本稿では取り上げない。）

債権者に影響のない解散は、端的に言えば会社の全債権者に対する弁済を行うことが可能な場合の解散手続である。この場合は、取締役会における過半数の賛成と、株主総会における特別決議（発行済株式総数の過半数の賛成）が必要となる。また、株主総会の 20 日前までに各株主へ通知を行い、かつ株主総会前までに株主総会の時間・場所・目的について新聞公告を行う必要がある。

債権者に影響のある解散は、債権者に対する弁済ができない場合等に選択される手続である。この場合、SEC の監督下で解散手続を進めることになるところ、SEC への申立てにあたり、取締役会における過半数の賛成と、株主総会における特別決議（発行済株式総数の 3 分の 2 以上の賛成）が必要となる。その後、SEC の監督の下で債権者等の異議手続、解散決定、財産分配に関する指示、清算人の指定等の手続が進むことになる。SEC の監督の下で進められる手続であることや、債権者の異議手続が設けられていることから、債権者に影響のない解散に比して手続的な負担は大きい。このような負担を避けるために、株主から追加の資金注入を行い債権者に対する弁済が可能な

状態にしてから、債権者に影響のない解散として手続を進めることも検討対象になる。

解散は、最終的には SEC の承認をもって効力を生じるところ、その前提として、上記手続に加えて税務当局たる BIR から納税証明（タックス・クリアランス）を取得することも必要となる。会社において清算財務諸表を作成し最終の税務申告、納付を行い、また BIR において過去に遡って税務監査を行った上で当該納税証明が発行されることになるが、この手続に 1 年から数年単位の期間を要することも珍しくなく、また税務監査の過程で過去の納税漏れを指摘され追加の税務負担が生じる例もある。

また、解散手続においては、会社が有する許認可の返上や登録の抹消の手続も必要となる。この対象には、いわゆるビジネスライセンス、社会保障（SSS）、健康保険（PhilHealth）、持家促進相互基金（Pag-IBIG）や、PEZA や BOI 等の投資奨励制度に関するものが含まれる。また、管轄も国レベルのものから地方自治体レベルのものまで多岐にわたる。この手続も通常は相当に煩雑となる。

(2) 従業員対応

解散・清算にあたっては、現地雇用の従業員の解雇も必要となる。フィリピン労働法は、他の国と比較すると従業員に有利な内容となっており、例えば通常解雇であれば正当な解雇事由の存在と、通知と弁明の機会の付与等の適正手続の履践が必要である。もっとも、解散・清算の場面、さらにはより広く事業見直し、再編圧力が生じる場面についてみると、省力化機器の導入、余剰人員の発生、損失発生防止のための人員整理、又は事業閉鎖の場合における解雇は一般論としては労働法上も可能とされている。かかる解雇を行う場合、会社は従業員及び労働雇用省に対して 1 か月前までに通知を行う必要がある。また、上記解雇事由のうち、省力化機器の導入又は余剰人員の発生による解雇の場合は、1 か月分の給与額、又は 1 か月分の給与額に勤続年数を乗じた額のいずれか高い方の金額による解雇手当の支払いが必要となる。損失発生防止のための人員整理又は深刻な事業損失によらない事業閉鎖による解雇の場合には、1 か月分の給与額、又は 0.5 か月分の給与額に勤続年数を乗じた額のいずれか高い方の金額の解雇手当の支払いが必要である。深刻な事業損失による事業閉鎖による解雇の場合には、法律上は解雇手当の支払いは不要である。なお、雇用契約等において法定の基準を上回る手当の支払いの合意があれば、それに従うことになる。実務上は、従業員との紛争やレピュテーションの毀損を可能な限り防止するために、法律上又は契約上の水準を上回る内容の解雇手当を任意に支払う例もみられる。

おわりに

フィリピンにおける事業見直し、再編圧力発生時において検討すべき法律上の論点は、上記で紹介したもの以外の点も含め多岐にわたって生じ得、また、フィリピンにおける近年の法令や投資環境の変化のスピードも著しく速い。日頃からフィリピン企業側と株主側が密に連携し、事業見直し、再編圧力が現実化した際に迅速かつ適切な対応ができる体制を構築しておくことが肝要であろう。

2020 年 11 月 5 日

[執筆者]



坂下 大（弁護士・パートナー）

yutaka_sakashita@noandt.com

2007 年に長島・大野・常松法律事務所に入所し、クロスボーダー案件を含む多業種にわたる M&A、事業再生案件等に従事。2015 年よりシンガポールを拠点とし、アジア各国における M&A その他種々の企業法務に関するアドバイスを行っている。

本ニュースレターは、各位のご参考のために一般的な情報を簡潔に提供することを目的としたものであり、当事務所の法的アドバイスを構成するものではありません。また見解に亘る部分は執筆者の個人的見解であり当事務所の見解ではありません。一般的情報としての性質上、法令の条文や出典の引用を意図的に省略している場合があります。個別具体的事案に係る問題については、必ず弁護士にご相談ください。

長島・大野・常松 法律事務所

www.noandt.com

〒100-7036 東京都千代田区丸の内二丁目7番2号 J Pタワー

Tel: 03-6889-7000 (代表) Fax: 03-6889-8000 (代表) Email: info@noandt.com



長島・大野・常松法律事務所は、約500名の弁護士が所属する日本有数の総合法律事務所です。東京、ニューヨーク、シンガポール、バンコク、ホーチミン、ハノイ及び上海にオフィスを構えるほか、ジャカルタに現地デスクを設け、北京にも弁護士を派遣しています。企業法務におけるあらゆる分野のリーガル・サービスをワンストップで提供し、国内案件及び国際案件の双方に豊富な経験と実績を有しています。

NO&T Client Alertの配信登録を希望される場合には、<<https://legal-lounge.noandt.com/portal/subscribe.jsp>>よりお申込みください。本ニュースレターに関するお問い合わせ等につきましては、<client-alert@noandt.com>までご連絡ください。なお、配信先としてご登録いただきましたメールアドレスには、長島・大野・常松法律事務所からその他のご案内もお送りする場合がございますので予めご了承くださいませようお願いいたします。